

八王子地区保護司会だより

第107号
平成30年12月15日発行
発行 八王子地区保護司会
編集 広 報 部
電話 042-657-4928



高尾山奥の院の紅葉

「再犯防止に向けて英知の結集を!!」

多摩地区保護司会連絡協議会

会長 野崎 重弥



八王子地区保護司会の皆様には日頃より更生保護行政の発展のためにご尽力頂き心より感謝申し上げます。

さて、再犯防止推進法の施行以来様々な場面で再犯防止について声を聞くようになりました。地方自治体では、法の施行を受け再犯防止推進計画の策定に向け様々な動きが始まっているようです。私は計画の策定も重要ですが、策定プロセスから多くの市民の皆さんに参加頂き、普段更生保護に直接携わっていない「普通の市民」の皆さんが、更生保

護や再犯防止についてどの様に考えておられるのかをお聞きするチャンスだと考えています。更に最も重要な事は、推進計画の推進体制をどの様に構築するかだと考えています。

法で求められている推進計画を策定して終了ではありません。如何に実効性を伴う推進体制を構築して、一般刑法犯における再犯率48%を如何にして低減していくのか。そして計画策定後においても、更生保護関係者だけでなく、すべての市民が再犯防止を正面から受け止め、次世代に誇りを持てる活動にしていくのかだと考えています。

特別企画 再非行防止のために

女子少年の特性に配慮したプログラム

愛光女子学園首席専門官 谷河さをり



愛光女子学園では、在院者に対する特性に応じた指導として、女子少年院在院者の特性に配慮したプログラム、通称「女子プロ」を実施しています。

少年院に入院してくる少女たちの多くは、幼少期から不安定な養育環境にあって、保護者からの虐待、いじめや性被害等の被害体験を有していたり、何らかの発達上の課題を有していると思われる傾向があつたりと、複数の生き辛さや困難を抱えています。そのような女子在院者の特性として、自尊感情や他者に対する基本的な信頼感が持てずにいること、他者とのつながりを求め、関係性を志向する傾向が強いことが挙げられます。

こうした点にアプローチするのが「女子プロ」のねらいです。

平成 25 年度、問題行動の類型にかかわらず、多くの女子在院者に共通する処遇ニーズに対応する「基本プログラム」として、「アサーション」とび「マインドフルネス」の標準プログラムが、特に自己を害する程度の深刻な問題行動に対応する「特別プログラム」として、「摂食障害」、「自傷」、「性問題行動」の標準プログラムが作成され、以後、各プログラムの試行及び効果検証結果を踏まえた改訂を重ねながら実施しています。

全在院者が受講する「基本プログラム」の「アサーション」は、相互尊重の精神で行う自己表現の方法を学び、自分の気持ちや考えを大切にしながら、相手のことも尊重した自己表現ができるようになることを目指しています。授業では、攻撃的な自己表現をジャイアンタイプ、非主張的な自己表現をのび太君タイプ、アサーティブな自己表現をしづかちゃんタイプとアニメのキャラクターを用いて説明するなど、在院者が興味を持って取り組むことができるよう工夫したり、単なる知識の付与で終わらないよう、寮生活や面会の場面で

の活用を促し、実践したことを次の授業で発表させたりするなどして定着を図っています。

もう一つの「基本プログラム」である「マインドフルネス」は、「今、この瞬間に、価値判断をすることなく注意を向けること」と定義されています。呼吸瞑想等、毎日のホームワークをとおして、今の状態を良い・悪い等の価値判断をすることなく観察する練習を重ねることにより、受け入れが困難な感情や衝動への対処能力を向上させたり、自己洞察力、自己認識力を向上させ、問題の兆候に早く気付くことができるようになり、衝動や欲求に支配されることなく、より適切な方法で問題に対処することができるようになったりします。

「特別プログラム」は、受講が必要な在院者に対して実施します。当園で最も多く実施しているのは、「自傷プログラム」です。不安な気持ち、辛い気持ちが高じ、少年院の中でも自傷行為を繰り返してしまう在院者、自傷をやめたいけれどやめられないと思っている在院者を対象に、自傷行為の引き金を理解させるとともに、自傷行為に代わる対処方法を身に付けさせることで少しでも自傷行為を減らし、自他を大切にする構えを身に付けることを目的に、個別担任が指導者となり、個別面接の時間を利用するなどして、受講者と一緒に考えていきます。

「女子プロ」をはじめとする各種指導により、少女たちは確実に変化していきます。特に、自分自身が大切な存在であると認められるようになり、自分と向き合い、自分の気持ちをアサーティブに表現できるようになったり、マイナス感情に振り回されず、適切な行動を選択できるようになったりすることは、社会で再犯・再非行することなく、適応的に生活するために必要な大きな変化だと思います。私たちは、今後も、少女たちの変化を信じ、あきらめることなく、少女たちに寄り添い続けていきたいと考えています。

平成 30 年度の叙勲・褒章おめでとうございます。(敬称略)

春 瑞宝双光章

石坂 孝喜

藍綬褒章

石田 秀子

秋 瑞宝双光章

内田 實

**八王子市更生保護
協力事業主会から皆様に
～協力事業主会の発足について(1)～**

八王子市更生保護協力事業主会
会長 森屋 義政



平成 30 年 5 月 30 日八王子地区更生保護事業協力雇用主会総会において、会員の高齢化や諸般の事情により同会が解散の運びとなり、新たな会員で「八王子市更生保護協力事業主会」(以下「協力事業主会」)を立ち上げ、その会長の大役を仰せつかりました。保護司会また更生保護関係の皆様にはご協力とご支援をお願い申し上げます。

「協力事業主会」の発足と経過

八王子地区における協力事業主会の発足は、平成 9 年 5 月 18 日の八王子地区保護司会総会において初めて協力組織部が新設され、同年 8 月 23 日協力組織部において「協力雇用主会」の組織化について協議されました。「自愛会」の協力雇用

主の意見収集や懇談会を参考に話し合い、糺余曲折はありましたが、組織部は地区保護司会内部の事業を営む保護司のリスト化を図りました。

平成 12 年 3 月 11 日「協力雇用主」の掘り起こしを検討してアンケートを実施したところ、その結果成功例が極めて少なく、事業主の方々に多大なご迷惑をおかけした実態が明らかになりました。しかし、協力組織部としては雇用をめぐる課題には困難な点が多いが、更生保護ネットワークの拡大は急務であるとし、平成 13 年 4 月 29 日保護司会総会で事業を営む保護司並びに協力保護司、協力組織部会員により準備会設立が認められました。

その結果、平成 13 年 6 月 9 日に「八王子地区更生保護協力事業主会」結成総会を開催し、社会を明るくする運動や施設研修事業、三者会議(支部・保護司会・事業主会)、雇用アンケート等を平成 20 年まで継続し、平成 21 年 3 月 4 日には「特定非営利法人・八王子地区更生事業協力事業主会」への発展的移行を検討しましたが、その後は停滞しました。そこで、平成 29 年に立川支部から再度の要請があり、今日の「協力事業主会」が設立されました。

◆警察署だより◆

警視庁八王子警察署生活安全課
課長 吉岡 幸造

現在の子どもたちを取り巻く環境は、SNS の急速な普及により中学生・高校生の多くがスマートフォンを保有するようになりました。これに伴い子どもたちが当事者となる様々な問題が生じてきています。

警察ではサイバーパトロールによる補導を通じ、児童買春等の福祉犯罪から子どもたちを取り組みを推進していますが、署に招致した親が流す涙を見て初めて子どもたちは自分たちがした過ちの大きさに気付くようです。

家出した子どもたちが家出期間中、SNS を通じて知り合った親が全く知らない者たちと、行動を共にしているというケースも多くあります。

また、今年は過去最高の認知件数にもなるような勢いで特殊詐欺被害が増加していますが、最近

では少年が騙された高齢者住宅を訪れ、現金やキャッシュカードを受け取る「受け子」として犯罪に加担しているケースが多くなっています。さらに、少年が被疑者となる大麻所持事件やスマートフォンを利用した盗撮事件についても、以前よりも扱う機会が多くなっていることを実感しています。

このように子どもたちを取り巻く環境が日々厳しさを増す中、警察では各学校を回って子どもたちにスマートフォンを使うときにはネットルールを守ることの重要性や、薬物使用の依存性・危険性等について機会あるごとに指導をしているところです。しかし、このような規範意識の向上や子どもたちの居場所づくり等といった各種対策については、警察だけで目的を達成できるものではありません。八王子警察ではこれからも八王子地区保護司会の皆さんと連携しながら、少年の非行防止・健全育成に全力で取り組む所存ですので、今後も変わらぬご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

特集 私の考える再犯、再非行防止 No.4

再犯防止シンポジウムに参加して

みなみ分区 八木下輝一

平成 28 年 12 月に「再犯防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が公布・施行されました。同法第 6 条には、国民の間に広く再犯の防止等について関心と理解を深めるため、毎年 7 月を再犯防止啓発月間とする旨が定められ、平成 29 年 7 月、初めての「再犯防止月間」を迎えました。法務省では、「再犯防止」という国民の皆様にとって、ふだんはなじみの薄いテーマとなるべく身近に感じ関心を持っていただけるよう、PR イベントや情報発信を積極的に行ってています。

今年の啓発月間では、7 月 26 日(木)午後 2 時から、千代田区の全社協・灘尾ホールにて、主催：法務省、後援：警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、全国農業協同組合中央会、全国農福連携推進協議会等で、再犯防止シンポジウムが開催されました。

仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の再犯率と比べて約 3 倍と高くなっています。不安定な就労が再犯リスクとなっています。当日は犯罪をした者等の中でも特に就労の確保が難しい「一般就労と福祉の狭間にある者」に焦点を当てて、支援の現状や課題等について議論が展開されました。シンポジウムには、保護司、保護観察所、更生保護関係者 500 名が参加していました。

基調講演は、JA 共済総合研究所主任研究員で全国農福連携推進協議会会长の濱田健司氏による「農福連携の取組みの今」をテーマにお話がありました。

農村漁村地域では、過疎化と少子高齢化が進み、居住者が減少、労働力が不足の中、新しい居住者・労働者や担い手への期待がある。受刑者や出所受刑者が地域農業等の生産者への援農、あるいは農業生産者として雇用する。新しい担い手の可能性など農業の持つ特性・特徴や課題と再犯防

止の観点からの就労をマッチングすることでの有効性の内容がありました。

続いてのパネルディカッションでは、事業構想大学院大学学長の田中里沙氏がコーディネーターとなられ、濱田氏から始めて中村邦子氏、杉山章子氏、幸地正樹氏、今福章二氏で「再犯防止と福祉の就労」について議論を進めました。

濱田氏からは、農の技能・文化伝承と福祉は社会参画する機会を得ることができる、働く場の農業と働き手の障がい者をつなぐことで多様性の地域コミュニティが生まれると発言されました。

中村氏からは、鹿児島県で社会福祉法人として障がい者支援施設等を運営し、多くの障がい者や触法障がい者が農業に従事している実践から課題を提起されました。

杉山氏は、マイクロ(少額)投資のファンデで、地域密着型のサービスや商品開発に貢献している仕組みを紹介して雇用創出につなげができると発言されました。

幸地氏は、成果運動型委託は定められた業務を履行するだけで固定の契約額が支払われる従来の契約とは異なり、業務を履行した結果、予め合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる契約となると説明。行政は業務内容を詳細に定めて民間委託するのではなく、詳細を定めずに成果目標を定めることで、事業者は創意工夫を最大限に活かし、より成果向上が見込める新しい契約の方法(ソーシャル・インパクト・ボンド)をとの提言がありました。

こうして各パネリストから広義の再犯防止推進の社会を作るための仕組みの話がありました。

ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるだけでなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることで自然にできる社会環境を構築することが不可欠である、と平成 26 年に閣議決定されています。就労につながる知識・技能の習得はもちろんですが、新たな雇用をする産業等の確保も重要であると感じたシンポジウムでした。

平成30年度 第6ブロック 保護司組織運営連絡協議会

平成 30 年 10 月 19 日（金）午後 1 時 30 分より、町田市のレンブラントホテル東京町田にて、4 地区から協議員 80 余名が参加して、「保護司の安定的確保と保護司の育成～東京の保護司活動を次代に繋げるために～」を協議題として、各保護司会から基調報告と質疑応答が行われました。

今後多くの保護司の退任が見込まれる中、保護司候補者の確保と保護司委嘱後の育成は、重要かつ喫緊の課題、平成 25 年、26 年度に続き、3 回目のテーマとなりました。日野・多摩・稲城地区からは、保護司候補者検討協議会の設置有無や構成員について、地域関係機関との連携についてなどの発表がありました。保護司の重責ばかりがクローズアップされている



「薬物乱用防止」をめざして ～八王子ダルク代表 加藤隆氏を招いて～ 主催：協力組織部、地域活動部

平成 30 年 10 月 23 日、平成 30 年度地域活動推進協議会が八王子市生涯学習センター・クリエイトホールで、八王子ダルク代表の加藤隆氏を講師に、薬物依存症の理解と具体的な支援方法について講演と協議が行われました。加藤代表は（過去に覚せい剤取締法違反の逮捕歴）、現在は立ち直りを支援する自立ホームを運営し同じ仲間として献身的な活動を継続されている方です。

薬物については一度でも使うと●脳が薬物中心の生活に向かわせる●依存性になる、薬物の奴隸になる●自分の力だけでは治らない、コントロールはできない●家族も周囲も巻き込む●死に至る病気●誰にでも可能性がある、と指摘されました。

薬物からの「回復」とは、●薬物を止め続けられること●一生いつでも元に戻ってしまうことを理解していること●ゴールではなく回復の為

ので、やりがいが全面に出るように、マスメディアを用いた保護司の PR を検討していただきたいという要望も出ました。西多摩地区からは複数の行政区の集合体であるために、一本化した仕組み作りが難しく、殆どは保護司個人の地域での人的な繋がりに頼った取組みとなっているという発表がありました。町田地区からは、会員の居住地がわかる大判地図を作成し、地域の保護司の充足状況を分かり易く表示することで、会員の意識を高め、分区を超えて候補者の情報提供を行う取組みが発表されました。

八王子地区保護司会からは、山崎勲介中央分区副分区長が、保護司候補者検討協議会について、サポートセンターの役割などを発表され、企画調整保護司が担っている役割、新人保護司に対する研修制度、複数担当制について質問が出され、三入副会長、前田総務部長から詳細な説明がなされました。

講評に立たれた東京保護観察所田中所長からは、各地域の実情に合わせて個人の繋がりと組織だった取組みの両方向のチャンネルを構築していく必要があること。東京保護司会連合会永見会長からは、日本が世界に誇る保護司制度の継続には、制度の中身の見直しも必要かもしれないとの感想も聞かれました。

のスタートであることを常に認識できていること
●薬物を正面から語り合えること、など話されました。

協議では沢山の質問があり、加藤氏も率直な回答をしました。回復者には●「使用はだめ」ではなく止め続けていることを評価し支援すること●薬物に正面から向き合えること●孤立させないこと●人とのつながりの中でしか回復できないこと●自立ホームでは仲間として回復のイメージが持てる●回復のモデルがあることで止め続けられる、など長期の支援が大切なことを指摘されました。

「刑の一部執行猶予制度」の施行から薬物犯罪の対象者がさらに増加してきた現在、加藤氏の実体験と日々回復のための支援と活動は、私達の職責への心強い示唆となりました。



講演する加藤氏

主任児童委員との交流会

学校担当委員会

平成 30 年 9 月 26 日（水）、八王子市生涯学習センター・クリエイトホールにおいて、上記交流会が 2 年ぶりに開催されました。

冒頭は、野中真理子主任児童委員会部会長の挨拶と保護司会学校担当委員会の平澤東委員長の開催の主旨説明が行われ、その後保護司会の地域割によって 5 グループに分かれ意見交流会が始まりました。

野
中
真
理
子
部
会
長



平
澤
東
委
員
長



各グループとともに、まず保護司と主任児童委員とでお互いの職務の内容について説明と質疑応答があり、両者が更生保護、子育て支援、家庭支援のどういう部分に関わり、さらに具体的な支援をどう行っているかが話されました。

主任児童委員は子ども家庭支援センター、学校、家庭それぞれと深く関わりを持ちながら、特に家庭訪問も実施して子ども達を支援するために中心的な役割を果たし、かつては学習も支援したという。最近は寧ろ家庭支援センターが中心に動いており、学校・支援センター・児童相談所など有機的な会議を行っているとのこと。続いて、主任児童委員と保護司会が実質的にどう連携・情報交換して職務に役立てていけるかについて盛んに議論がなされました。

最後に、塚本秀雄保護司会副会長は、守秘義務に配慮しながらできる限り積極的に関わり情報交換して、子ども、家庭、更生保護のために連携していくことが重要とまとめました。



主任児童委員との交流会

分区だより

～私の奉仕活動～

西分区 滝島 克明



私は長い間、子ども達の日常の生活に関わりを持って来ました。約 30 年前から学童クラブの運営に携わり、現在は NPO 法人として学童保育所 3 箇所、児童発達支援事業、放課後デイサービス事業の運営を手掛けております。

子どもは生まれた時は皆可愛く純粋無垢で真っ白です。それは、世界どの国の人たちも一緒です。しかし、育つ環境により大きく変わり、ことばを始め、食べ方、礼儀、作法、ルール、殆どの事は親から、大人から、育った環境から学び取ります。子ども達を育てる保護者は勿論、学校、周囲の大人、地域、そして時代の中における環境ではないかと考えます。我々大人の役割は！？私は子ども達に寄り添うこと、見守る事だと考えています。助けが欲しい時にさっと求めることができる環境を作る事、求められたらさっと手を差し伸べ寄り添う事だと考えています。

学童保育は小学 1 ~ 3 年生（一部 4 年生）までの放課後家庭に帰るまでの時間を安全に楽しく有意義に過ごし、放課後デイサービスは障がいのある子、小学生から高校生まで、過ごす環境は違いますが内容としてはほぼ同じと考えています。児童発達支援事業は 2 歳から 6 歳までの未就学児で何らかの障がいがある子どもの保育。それぞれ子ども達の出来る事や能力は違っていても素晴らしい個性を持って生き生きと活動、生活しています。

子ども達は元より、一人暮らしの高齢者、常日頃人と接する機会が少ない人、地域には様々な家庭や生活があります。その様な方々に一時を楽しく、友達作りの場を提供しようと地域のボランティアさんの協力を得て、昨年 11 月から子ども元気食堂を月に一度開設しました。食材等地域の皆様にご奉仕頂くと共に、資金面については年間を通じ（社福）親和福祉会小松原園様より社会貢献という事でご奉仕頂いています。今後も地域にあって、子ども達に寄り添った活動を続けていきたいと考えております。

リレーエッセイ

～紫翠苑から～

東分区 平田 瞳美

八王子市内にある更生保護施設「紫翠苑」で補導員をしています。更生保護施設は、犯罪や非行をした人達の中で頼れる人がいない、生活環境に恵まれないなどすぐに自立更生ができない人が暮らす施設です。

紫翠苑では、年齢、出身地、在苑期間などの異なる女性達が一つ屋根の下で集団生活をしています。基本的に食事、清掃、入浴、門限の時間は決まっています。入苑して心身に影響のない方はハローワークで仕事を探し就労をします。職種や就労形態は個々に違い、中には制度を利用して訓練校に通い技術を身に付ける人もいます。多くは朝出て夜帰るという規則正しい生活を送り、休日は自分の部屋で過ごすか気分転換に外出します。

私が対象者と一緒に過ごして思うのは、彼女達の多くは人との関係を作るのが苦手で、何かしらの生きづらさを感じている人達だということです。

そういった彼女達も決まった仮釈放期間が終わると社会に戻っていきます。住所、就労、自立資金、家族との関係、依存症者においては地域資源との繋がりは彼女達が更生し社会生活を送っていくために欠かせない重要な要素です。社会の中で落ち着いて生活していくように、必要に応じて退苑後の調整を一緒に行っています。

秋から冬にかけて空気が澄み始めると、紫翠苑の玄関先から富士山の頂上がきれいに見えます。夕焼け時の富士山のシルエットは哀愁があって、私のお気に入りの風景です。紫翠苑に入苑する人達が在苑する期間は短いですが、私も彼女達から多くのことを教えられます。彼女達もここで何らかの気づきを得ることができればと思いながら日々の仕事をしています。

新任の保護司紹介

平成 30 年 9 月 1 日付発令



内田吉則（東・紫翠苑）



平田瞳美（東・紫翠苑）

趣味 悠々

～編み物から ジャージィソーイングへ～

高尾分区 佐藤ますみ



小さい頃、編み物をする母にねだって編み方を教えてもらって以来、趣味と実益を兼ねていろいろのものを作っていました。

手編みのものは暖かくてとても良いのですが、機能的ではないです。子育て期に、嬉しくていろいろ編んで着せたのですが、すぐに汚したり、洗濯する時に間違って他のものと一緒に洗濯機に入れて回してしまい、折角編んだものがカチカチになったりガッカリしたがありました。

そんな時にジャージィソーイングに出合いました。ジャージィとはいわゆる編んだ生地のことです、八王子にあった教室に通いました。八王子には織物工場や縫製工場があり、ジャージィ専門の縫製工場を経営しておられた方が、そこで使っていた工業用のロックミシンを使って縫い方を教えてくださる教室でした。ジャージィは編んだ生地なので、当然伸縮性があります。そんな生地を縫うのは難しいのでは?と思うかもしれません、これが逆で、面倒な印付けもしつけもほとんど必要なく、少しずれてもどうにかなります。編み物だったら何日もかかるて作るもののが半日でできてしまいます。何よりも魅力的だったのが、これは子供服に最適で、オリジナルの T シャツやパーカー自分で簡単に作れることでした。また、生地にもいろいろ種類があり、普段着ばかりではなく、ちょっとしたよそ行きの服も作れました。

服飾を本格的に習っていないので、型紙を一から起こして洗練されたデザインを作ることは私はできませんが、身に合った普段着なら作れるようになりました。生地も知らず知らずのうちにため込んでしまったので、これからもそれを消費しつつ、少しでも格好の良いものが作れるようになりたいと思っています。

八王子地区保護司会の皆様へ

会員またはその家族が不慮の事故に遭った時、慶弔規定第 5 条には「臨機の处置をとることができる」とあります。まずは分区長に相談ください。

シリーズ

保護司によるハ王子探訪

やえんとうげ
野猿峠の水のみ場

みなみ分区 本田 良久

八王子の市街地、甲州街道に面した横山町郵便局の脇に、南に向かって「ここから野猿街道」の標識があります。この街道は、子安町～北野～打越を通って、勾配 6% の急坂を登りきったところが野猿峠になります。

昭和 42(1967) 年、愛知県の田舎から大学に進学するため上京した私は、八王子駅南口すぐ、野猿街道脇のアパートで学生時代を過ごしました。そして昭和 54(1979) 年野猿峠を越えて、由木地区東中野に居を構えました。打越からの野猿街道は現在では片側 2 車線の立派な幹線となっていますが、当時は打越から北野台病院の下を通り、絹ヶ丘二丁目交差点まで曲がりくねった細い道が続いていました。現在でもこの道を路線バスが対向車に気を遣いつつ苦労して走っているのを見ることができます。

もっと昔の野猿街道のことが分かるものが峠の頂上付近、市街地に向かうバス停の脇にあります。

野猿峠の水のみ場

昭和の初め、由木と八王子の町中とを結ぶ唯一の道であったこの野猿峠は、一息で峠越えとはいはず、人も馬も途中で休息をとらねばならなかったようです。

つまりこの井戸のようなものは馬や牛の「水のみ場」であったのです。

昭和三十年代にはいって自動車が一般に普及するまで、ここで水を飲み、馬や牛といっしょに休み憩いれる人の姿も見られたといいます。

今、当時、その光景を一つの時代の証しとして、長く保存したいものです。

そのためには、この「水のみ場」がゴミ捨場になってしまはいけないのです。皆さんのご協力をお願いします。

八王子市役所



八王子市史編さん室発行の「由木の民俗」には、「多摩丘陵の一部である由木地区は、北・南・西側が高く、周辺と尾根部分で境界をなしている。したがって東側の地域とは往き来しやすいが、それ以外は野猿峠などの峠越えをしなければならない。」とあります。また、この地に生まれて現在もお住まいの方は、「リヤカーの前を一人が引き、後ろを一人が押して峠を往き來した」とか、「八王子へ出ることの多い村人にとって、野猿峠を越えての往復は不便でもあり、大変苦痛でもあった」旨が書かれています。

八王子市と旧由木村が合併したのは、昭和 39(1964) 年、周辺町村の中では最後でした。やはり往来の不便さが影響していたのでしょうか。

道路状況や交通手段の発達もあって、勾配 6% の峠越えをものともしない往来ができるようになり、また、合併直後から始まったニュータウン開発もあってか、現在は 11 万人余、市人口の約 20% の人が暮らす重要な地区の一つとなっています。

(以下の著書、資料を参考にさせていただきました。「新八王子市史民俗調査報告書第二集八王子東部地域由木の民俗」八王子市総合政策部市史編さん室発行、「由木で生まれて七十七年—お蔭様の人生—」萩生田富司著、「せせらぎ緑道」八王子地区保護司会だより第 101 号・本吉邦俊筆、「Web 版しもゆぎだより」下柚木町会発行)

退任の保護司紹介
～長年お力をいただきました～

○山田 正敏（西分区） 平成 14 年 4 月初任

編集後記

107 号には、多摩連会長の野崎氏から、ともに歩もうとの決意の言葉、愛光女子学園の谷河主席専門官から少年非行に対する示唆に富んだ言葉をいただき、感謝申し上げます。

また本年度より新たな協力事業主会が発足、森屋会長を軸として 20 名が就労支援をしています。保護司会として応援して参りましょう。(松木記)